

国立大学法人熊本大学コミュニケーションマークの職員等以外の使用について

令和元年11月18日
研究・地方創生担当理事裁定

国立大学法人熊本大学コミュニケーションマーク等使用規則(平成23年3月4日制定。以下「規則」という。)第11条の規定に基づき、国立大学法人熊本大学(以下「本学」という。)のコミュニケーションマークの職員等以外の使用に関し必要な事項について、次のように定める。

1. 規則第4条第1項(職員等以外の使用)の規定に基づき、学長がコミュニケーションマークの使用を許可する団体等とは、次のいずれかに該当する団体等をいう。

(商業利用を目的としない団体等)

商業目的以外(非営利)の事業等を行う団体等で、本学と教育・研究に関連する交流等を持つ団体等(例:OB会、海外交流協定を締結している海外大学等)

(商業利用を目的とする団体等)

○本学の業務を円滑に行う上で必要な団体等で、本学の敷地内において事業を行うなど本学との関係が密接である団体等(例:生協等)

○以下の要件のいずれも満たす製品等の販売等を行う団体等で、製造物責任を自ら負うことに同意できる団体等

- ・本学との共同研究等による研究の成果に起因する製品等又は本学の知的財産の許諾を受けた製品等
- ・品質の維持に十分に取り組んでいる製品等
- ・本学のブランドイメージの向上が期待できる製品等
- ・商標権、実用新案権、意匠権等その他の諸権利に抵触しない製品等

○本学と共同研究契約又は共同出願契約を締結している団体等

2. 規則第4条第1項(職員等以外の使用)及び第5条(契約の締結)に係る手続きは、以下のとおりとする。

(商業利用を目的としない使用の場合)

熊本創生推進機構及び社会連携課は、商業利用の目的以外でコミュニケーションマークの使用の申請があった場合は、総務課と連携しつつ、規則の趣旨を踏まえ、内容の審査を行い、研究・地方創生担当の理事の了承を得ることとする。

(商業利用を目的とした使用の場合)

(1) 熊本創生推進機構及び社会連携課は、商業利用の目的でコミュニケーションマーク

の使用の申請があった場合は、熊本創生推進機構知的財産審査委員会にて内容の審査を行い、使用の許可を決定するものとする。

- (2) コミュニケーションマークの使用に関する契約に係る事務は、熊本創生推進機構及び社会連携課が行う。

附 則

- 1 この裁定は、令和元年11月18日から施行する。
- 2 国立大学法人熊本大学コミュニケーションマークの使用について（平成23年3月4日広報担当理事裁定）は廃止する。